

土地基本方針の今後の進め方について(案)

令和4年5月

土地政策審議官部門土地政策課

土地基本方針の改定の考え方(案)

○ 「土地基本方針」とは

- 「土地基本方針」は、令和2年の土地基本法の抜本改正において制度化。関係省庁が一体性を持って人口減少時代に対応した土地政策を講じることができるよう、今後の施策の基本的な方向性を具体化するもの。
- 土地基本法上、改定ルールは法定されておらず、土地基本方針において「社会経済情勢の変化等を踏まえた所要の見直しを適時行う」旨が定められている。

○ 改定に際して留意すべき点

- ある分野の施策の基本的な方向性は、一般的に、個々の施策の遂行に一定程度の時間を要することを念頭に置いてある程度の時間的な幅をもって定められるべきものである。

※ 毎年の施策の方向性を示すものとしては、所有者不明土地等対策関係閣僚会議の基本方針や骨太方針等が存在。

○ 改定の考え方について(案)

- 土地政策は、土地の利用・管理に関する諸制度・施策、社会資本整備等に関する諸政策と密接な関連を有するものであることから、各種の基本計画等(例:国土利用計画・国土形成計画(全国計画)、社会資本整備重点計画等)の改定を踏まえ、概ね5年ごとに改定することを基本とする。
- ただし、国民生活に大きな影響を及ぼすような重要な制度改正が実施された場合、社会経済情勢の変化があった場合等には、5年ごとの改定を待たずに改定することとする。
- 次期改定は、関係する施策や計画等の施行・改定状況を踏まえれば、令和6年頃が想定されるのではないか。

※ あわせて、土地基本方針の実効性を高めるため、次回改定までの間フォローアップを行うこととする。

(参考)関連する制度・計画の施行時期等

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
民事基本 法制見直 し	管理不全土地管 理命令等			◆R5.4.1施行						
	相続登記申請義 務化				◆R6.4.1施行					
	住所等変更登記 申請義務化	◆R3.4.28公布					◇R8.4.27 までに施行			
	相続土地国庫帰 属制度			◆R5.4.27施行					施行5年見直 し規定あり	
改正所有者不明土地法			◆R4.5.9 公布	◆公布後6 月以内施行				施行5年見 直し規定あ り		
第7次国土調査事業十箇 年計画 (R2.5.26閣議決定)					中間見 直し					最終年度 (P)法改正
主な基本 計画	国土形成計画・ 国土利用計画 (全国計画)		●R4.6 中間とりまとめ公表予 定	(P) 国土形成 計画・国土利用 計画改定						
	社会資本整備重 点計画	◆R3.5.28閣議 決定						計画期間 満了		
	住生活基本計画 (全国計画)	◆R3.3.19閣議 決定 (計画期間 R3~R12年度)					◆次期計画 閣議決定 (計画期間 R8~R17)			

おおむね
5年の見
直し規定
あり

第一 土地の利用及び管理に関する計画の策定等に関する基本的事項

- 人口減少下における土地の管理について地域の取組の指針となる「国土の管理構想」等の検討
- 立地適正化計画や流域水害対策計画といった防災・減災に資する土地利用の推進のための計画作成の促進
- 人・農地プランや森林計画制度の運用等による、農地・森林の適正な利用・管理を図る計画作成の促進 等

第二 適正な土地の利用及び管理の確保を図るための措置に関する基本的事項

- 低未利用土地等の譲渡に係る税制特例措置による低未利用土地の適正な利用・管理の促進
- 管理不全土地に対する行政的措置を可能とする仕組みや低未利用土地等の利活用に取り組む法人に公的な位置付けを与える仕組み等、所有者不明土地法の見直しに向けた検討
- 相続登記等の申請義務化や相続土地国庫帰属制度の創設等の民事基本法制の見直し
- 農地中間管理機構や森林経営管理制度等による所有者不明農地・森林の適正な利用・管理の促進 等

第三 土地の取引に関する措置に関する基本的事項

- 新たな動向に対応した投資環境整備等による不動産投資市場の活性化
- 不動産取引におけるオンラインによる重要事項説明の推進等による不動産取引の円滑化の推進 等

第四 土地に関する調査の実施及び情報の提供等に関する基本的事項

- 地籍調査の円滑化・迅速化及び不動産登記情報の最新化による土地の境界及び所有者情報の明確化
- 官民の不動産関係データの連携促進を図るための不動産共通番号(ID)のルール整備の検討
- 不動産登記情報と固定資産課税台帳の連携等、土地情報連携の高度化の推進 等

第五 土地に関する施策の総合的な推進を図るために必要な事項

- 土地に関する基本理念やそれに基づく各種施策・制度等に関する広報活動の展開 等³